

うきは市ふるさと納税コンサルティング業務委託
実施要領

1. 事業概要

(1) 件名

うきは市ふるさと納税コンサルティング業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル

(2) 目的

うきは市（以下、「本市」という。）のふるさと納税業務のうち、返礼品ページの改修、効果的な広告・プロモーション方法の提案、日々の業務改善コンサルティングを実施し、寄附金額の増加を図るとともに、本市および本市ふるさと納税の知名度向上、事務の効率化を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

2. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3. 業務委託料

(1) 本業務の予算上限額は、9,350,000円（以下、消費税及び地方消費税含む）とする。

(2) 基本業務委託料を提案者見積金額（3,000,000円～7,350,000円の範囲内）とする。

(3) 令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）の本市への寄附額合計について、下表の「寄附達成額」に到達した場合（本業務の実施により、その効果として寄附額の増加が明らかに認められない場合を除く。）、当該金額に応じて下のとおり成功報酬として（2）とは別に、受託者に下表の金額を支払うものとする。

注）令和6年9月下旬頃に寄附金額の引き上げを予定している。市全体としては20%程度の引き上げとなる見込み。引き上げにより、令和6年度の寄附金額総額が2割程度減額となると想定した上で、400,000,000円を超える金額に対し、成功報酬を設定している。

※令和5年度寄附額は444,648,790円、20,167件。

寄附達成額	成功報酬計算式	成功報酬金額
500,000,000円	2,000,000円×100%	2,000,000円
475,000,000円	2,000,000円×80%	1,600,000円
450,000,000円	2,000,000円×60%	1,200,000円
425,000,000円	2,000,000円×40%	800,000円
400,000,000円	2,000,000円×20%	400,000円

4. 支払条件

- (1) 基本的には本業務の完了後、受託者から完了報告書等の提出を受け、委託者による完了検査後に合格後、全額を支払うものとする。
- (2) ただし、基本業務委託料については、本市と受託者で協議の上、うきは市会計事務規則の範囲内で概算払いをすることが出来る。
- (3) 本市は請求を受けた日から30日以内に委託料を支払う。

5. 契約保証金

契約保証金は、うきは市契約規則による。

6. 参加資格

参加申込時点において、(ア)～(カ)の全てに該当すること。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを開始していないものであること。

(ウ) 国税の滞納がないこと。本店、支店、営業所等がうきは市に存する場合は、市税の滞納がないこと。

(エ) 参加表明者、参加表明者の役員又は従業員が過去10年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。

(オ) 本市の指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。

(カ) 福岡県における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。

7. 予定スケジュール(全体スケジュールと優先交渉権者特定までの事務手順等)

募集要項の交付 令和6年7月5日(金) ※本市ホームページからダウンロード

質疑書の提出 令和6年7月5日(金) から7月19日(金)の17時まで

質疑書の回答 令和6年7月26日(金)までに回答

※質疑書の提出方法、及び回答方法については別紙質疑書に記載している。

提出書類の受付期間 令和6年7月26日(金)から令和6年8月9日(金)の17時まで

資格審査の結果通知 令和6年8月16日(金)

プレゼンテーション審査 令和6年8月23日頃 ※正式には別途通知

審査結果の通知・公表 令和6年8月29日頃

契約締結予定日 令和6年9月上旬

契約満了日 令和7年3月31日(月)

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類（各種証明書は発行日より3ヶ月以内）

- ① 参加表明書（別紙様式） 1部
- ② 企画提案書 正本1部、副本6部
- ③ 見積書（別紙様式） 1部
- ④ 商業登記簿謄本（登記事項証明書）※写し 1部
- ⑤ 決算報告書一式※写し 直近1年分 1部
- ⑥ 国税の納税証明書「その3の3」※写し 1部
- ⑦ 市税の納税証明書※本店、支店、営業所等がうきは市に存する場合のみ 1部

企画提案書書式

- ・ A4版とすること。
- ・ 記載は両面印刷とすること。
- ・ 概ね20ページ以内とすること。（表紙及び目次は含まない）
- ・ A3版を使用する場合には片面印刷とし、A4版に折り込むこと。
- ・ 本文の各ページには、ページ番号を記載すること。
- ・ 提案内容は全て実現できるものとし、具体的に記載すること。

正本1部：表紙に業務名及び事業者名を記載すること。

副本6部：表紙には業務名のみの記載とすること。（事業者名は未記入）

提出方法：郵送（簡易書留又は書留郵便にて期限必着）又は持参

留意事項：提案内容については、簡潔明瞭に記載すること。

※優先交渉権者となった場合、契約の締結にあたり提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために業務の具体的な実施方法について優先交渉権者に提案を求めることがある。

※優先交渉権者の企画提案書の内容については協議の上、本業務の仕様書に反映することがある。

(2) 提出期間

令和6年7月26日（金）から令和6年8月9日（金）17時まで

提出場所：うきは市うきはブランド推進課ブランド戦略係ふるさと納税担当

（うきは市浮羽町朝田582-1 うきは市民センター2F）

9. 選定方法

(1) あらかじめ公表した評価基準に基づき、次のとおり選定する。

- ・ 受託事業者は公募型プロポーザル方式により選定する。
- ・ 評価基準に基づき、提出書類、プレゼンテーション等審査を行う。
- ・ 選定の結果、コスト評価点以外の点数が6割を超えた者のなかで、得点が最も高い者を優先交渉権者、2番目に高い者を次点交渉権者とし、優先交渉権者と随意契約の交渉を行う。

- ・ただし、交渉の段階で不調に帰した場合は、次点交渉権者と交渉を行う。
- ・総合得点が同点の者が2者以上の場合には、最も低い提案価格を提示した者を選定する。
- ・企画提案者が1者のみの場合であっても選定を実施し、コスト評価点以外の点数が6割を上回る場合は優先交渉権者として選定の上、本業務契約締結に向けた交渉を行う。
- ・選定結果は企画提案者すべてに通知する。

(2) プレゼンテーション審査※詳細な日時・場所等は別途通知する

実施日時：令和6年8月23日（金）予定

実施場所：うきは市役所（うきは市吉井町新治316番地）

実施時間：プレゼンテーション（20分程度）とヒアリング（10分程度）の合計で、1者につき概ね30分程度を予定。

出席者：1者につき5名までとする。業務責任者となる予定の者は必ず出席すること。

留意事項：・プレゼンテーションは企画提案書のみに基づいて行うこと。

- ・実施中における他の参加者の情報は一切提供しない。
- ・プレゼンテーション審査は記録用として録音することがある。
- ・会場内での発言については、企画提案書と同等の取り扱いとする。
- ・パソコン、プロジェクターを用いたプレゼンテーションは可能である。

※プロジェクター、スクリーンは当市で準備するが、各自持参しても構わない。

※プレゼンテーション用のデータが入ったパソコン、その他必要な機材等は各自で用意すること。機材等のセッティング時間はプレゼンテーション時間に含まないが、会場に入室後、10分以内に完了すること。

10. 評価基準および評価項目

別表「評価基準」を参照

11. 失格事項

参加申込者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- ③ 実施要領に違反した場合
- ④ 仕様書で求めている業務内容を履行出来ないと判明した場合
- ⑤ 見積限度額を超えた見積書を提出した場合
- ⑥ 実施要領に定める方法以外で市職員に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ⑦ 参加申込の受付日から契約締結日までに、参加資格を欠く事由が判明した場合
- ⑧ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

12. 企画提案者が1者になった場合の取扱い

企画提案者が1者になった場合も9. 選定方法に基づき選定を行う。

13. 選定結果の公表方法・内容

優先交渉権者の選定後、次の内容を市公式ホームページで公表する。

- ① 優先交渉権者の名称及び総合得点
- ② 全提案事業者の名称

14. 留意事項

- ・本プロポーザルに係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
- ・提出された書類等は返却しない。
- ・提出された書類等は、事業者の選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- ・提案書提出後の参加辞退については、別紙参加辞退届を令和6年8月19日(月)までに問い合わせ先にメール添付、もしくはFAXにて提出すること。

15. 事務局・問合せ先

うきは市うきはブランド推進課ブランド戦略係ふるさと納税担当(担当:須山、鎗光)

〒839-1401 うきは市浮羽町朝田582-1 うきは市民センター2F

T E L : 0943-76-9029 (直通)

F A X : 0943-77-5557

メールアドレス: senryaku@city.ukiha.lg.jp

受付時間: 土・日・祝日を除く9:00~17:00

別表「評価基準」

番号	評価項目	配点	評価の視点
1	業務実施体制	5	業務遂行のために必要な要員、体制等を有しているか。
2	実施スケジュール	5	実現可能かつ具体的なスケジュールが提案されているか。
3	提案内容の的確性	10	本市の現状分析等を踏まえた提案となっているか。
4	返礼品ページの改修	20	返礼品ページの改修が本市の寄附拡大に繋がる可能性が高いか。
5	広告・プロモーション	5	寄附拡大に繋がる提案となっているか、実現可能性が高いか。
6	業務コンサルティング	15	本市の分析が十分にされる提案か、また具体的な提案となっているか。
7	その他の提案	10	その他、有用な提案があるか。
8	基本業務委託料	30	30点×(最低見積金額/当該見積金額)
合計		100点満点	

※1～7の得点は書類審査およびプレゼンテーション審査による審査員の平均点数とする。

※8の得点は見積書の提出書類により審査する。